



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月10日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男

岡山県市町村総合事務組合規則第1号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則(平成17年岡山県市町村総合事務組合規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の(5)中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第3号の(3)中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第4号の(3)中「うるし」を「漆」に改め、同表第7号中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号の(8)中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号の(10)中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号の(14)中「骨肉しゅ」を「骨肉腫」に、「甲状腺せんがん」を「甲状腺がん」に、「多発性骨髄しゅ」を「多発性骨髄腫」に「非ホジキンリンパしゅ」を「非ホジキンリンパ腫」に改め、同号の(16)中「(15)」を「(16)」に改め、同号(16)を(17)とし、(11)から(15)までを(12)から(16)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 3・3<sup>一</sup>ジクロロ4・4<sup>一</sup>ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため

生じた尿路系腫瘍

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年1月18日から適用する。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表第1</p> <p>1 略</p> <p>2 物理的因素にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 知事(市町村長)の定める電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症, <u>皮膚潰瘍</u>等の放射線皮膚障害, 白内障等放射線眼疾患, 放射線肺炎, 再生不良性貧血等の造血器障害, 骨え死その他の放射線障害</p> <p>(6)～(13) 略</p> <p>3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付隨する疾病</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) チェンソー, ブッシュクリーナー, 削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指, 前腕等の末しょう循環障害, 末しょう神経障害又は運動器障害</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付隨する疾病</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) すす, 鉛物油, <u>漆</u>, テレビン油, タール, セメント, アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付隨する疾病</p> <p>(1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u></p>	<p>別表第1</p> <p>1 略</p> <p>2 物理的因素にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付隨する疾病</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 知事(市町村長)の定める電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症, <u>皮膚かいよう</u>等の放射線皮膚障害, 白内障等放射線眼疾患, 放射線肺炎, 再生不良性貧血等の造血器障害, 骨え死その他の放射線障害</p> <p>(6)～(13) 略</p> <p>3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付隨する疾病</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) チェンソー, ブッシュクリーナー, <u>さく岩機</u>等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指, 前腕等の末しょう循環障害, 末しょう神経障害又は運動器障害</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付隨する疾病</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) すす, 鉛物油, <u>うるし</u>, テレビン油, タール, セメント, アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付隨する疾病</p> <p>(1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u></p>

- (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (5)～(7) 略
- (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
- (9) 略
- (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
- (11) 3・3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (12)～(14) 略
- (15) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病, 肺がん, 皮膚がん, 骨肉腫, 甲状腺がん, 多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- (16) 略
- (17) (1)から(16)までに掲げるもののほか, がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8～10 略

- (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (5)～(7) 略
- (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- (9) 略
- (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん
- (新設)
- (11)～(13) 略
- (14) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病, 肺がん, 皮膚がん, 骨肉しゅ, 甲状腺がん, 多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ
- (15) 略
- (16) (1)から(15)までに掲げるもののほか, がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8～10 略